

エモーション・スタディーズ (Emotion Studies) 特別号に関する申し合わせ

2017年11月24日

この申し合わせは、「エモーション・スタディーズ (Emotion Studies) 発行に関する規程」第2条に基づくエモーション・スタディーズ特別号 (以下、特別号) について、諸手続等に関して概要を定めるものである (以下、エモーション・スタディーズはESと略記する)。

1. 刊行の趣旨

特別号の刊行趣旨は、定期刊行されるES通常号 (以下、通常号) と別に、定期刊行の時間的・予算的制約に縛られず、研究成果を随時公刊することにある。なお、特別号は原則として単一の企画に基づいた特集とする。

2. 企画および発行のための条件

特別号の企画および発行に際し、下記の条件を満たすことを要する。

- (1) 企画の申請時に、日本感情心理学会の会員である企画責任者をおくこと。
- (2) 企画の内容が、特定の個人や組織等の思想、信条、信念の表明、また、特定の個人や組織等の利益を図ることを目的としたものではなく、ES発行の趣旨に適うと認められること。
- (3) 審査・掲載料として、主要な経費を企画責任者が負担すること。
- (4) 企画責任者は、ES編集委員会委員長の管理の下で特別号編集担当者として編集業務を行うこと。
- (5) 企画内容について、本学会の理事、監事、顧問、編集委員、学術プログラム委員のいずれかのうち、当該企画に直接関わる者を除く1名以上から文書による推薦を得ていること。
- (6) 企画責任者が、この申し合わせのすべての内容について理解した上で同意していること。

3. 企画募集、審査および編集手続き

- (1) 日本感情心理学会は、インターネット・ホームページや学会通信等で特別号の企画を随時募集していることを明示し、感情心理学会員および関連諸学会員に対し周知をはかる。
- (2) 特別号は、企画責任者が日本感情心理学会事務局宛に企画を提出することによって、審査・編集手続き等を含む一連の発行手続きが開始される。
- (3) 企画の申込みに当たっては、以下の書類等を提出することとする (書式は任意)。(i) 企画趣旨 (ES発行のねらいとの関係を明記する)、(ii) 掲載予定論文、執筆予定者、予定総ページ数、(iii) 希望する発行予定日、(iv) 経費の出处 (科学研究費等の交付申請書などの証明書類を添える)、(v) 編集担当体制 (企画責任者を含むメンバーの氏名と所属)、(vi) 推薦書 (前項(5)を参照) 1通以上、および、(vii) その他、必要と考えられる書類 (たとえば、企画された特集に論文の公募を想定している場合は、公募要領を添える)。
- (4) 企画が提出された場合、機関紙刊行委員会統括責任者とES編集委員会正副委員長によ

り、E S 特別号の企画としての適否を審議、決定し、企画責任者に報告するとともに編集作業を開始する。なお、審議に当たっては、必要に応じて、学術プログラム委員会に意見を求めることができる。

(5)原則として企画責任者が寄稿者への原稿の依頼と取りまとめ、および主要な編集業務を行う。

(6)特別号を構成する論文の審査に関する業務、および刊行に関する業務は、E S 編集委員会が行う。

(7)特別号の巻数呼称は、発行年度の巻の特別号（第○巻特別号）とする。

4. 審査・掲載料

特別号刊行に要する主要な経費は、企画責任者に対して請求する審査・掲載料によって充当する。請求額は別に定める（別表1）。企画責任者は、審査・掲載料が請求された後、定められた期間内に学会事務局宛、審査・掲載料を支払わなければならない。

5. 論文の公募と審査

特別号を構成する個別論文の審査と論文の公募について、下記のように定める。

(1)通常号は基本的に依頼論文による特集を想定しているのに対し、特別号では一部を公募論文とすることができる。公募要領は、原則として、企画申請時の書類の一つとして提出する。

(2)特別号の編集に当たっては、E S 発行のねらいに則り、学会機関紙に掲載される論文としてふさわしいものとなるよう、依頼論文、公募論文に関わらず、適正に審査を行う。

(3)審査に当たっては、通常号と同様に、複数の審査員による査読を行い、E S 編集委員会として掲載の可否を審議し、決定する。

(4)企画案および個別論文に対する審査の結果に基づき、E S 編集委員会委員長は申請された企画案を不採択とすることがある。不採択の場合には、その旨を書面にて企画責任者に通知し、審査に要する経費（以下、審査料）のみを請求する。審査料は別に定める（別表1の記述部分に記載）。すでに審査・掲載料の全額が納入されている場合には、学会事務局は審査料を差し引いた額を2週間以内に企画責任者に返金する。

6. その他

この申し合わせ事項の改正は、E S 編集委員会で審議、決定し、常任理事会の承認を得るものとする。

以上

別表 1. 特別号発行の審査・掲載料

特別号の総ページ数は、原則的に 31 ページ以上とし、以下のリストにより審査・掲載料の基本請求額を決定する。ただし、写真、カラー印刷等の特別な対応が必要なケースは、別に算出する。また、オンデマンド印刷の経費(10 部は料金に含まれるものとする)については、原則として、通常号に準ずるものとする。なお、完成時に当初の予定ページ数を上回った場合、ページ数に応じて超過の手数料(5 万円)を含む追加の経費を請求するが、予定ページ数を下回った場合については、基本請求額は変更しない。

なお、申請された特別号企画案が不採択となった場合には、その旨を書面によって企画責任者に通知し、審査料のみを請求する。審査料は、企画された特集のページ数が 50 ページ以内の場合は 10 万円、51 ページ以上 100 ページ以内の場合は 20 万円とする。

ページ数	請求額
31 ページ以上 50 ページ以内	45 (30) 万円
51 ページ以上 60 ページ以内	50 (35) 万円
61 ページ以上 70 ページ以内	55 (40) 万円
71 ページ以上 80 ページ以内	60 (45) 万円
81 ページ以上 90 ページ以内	65 (50) 万円
91 ページ以上 100 ページ以内	70 (55) 万円
100 ページを超える場合	応相談

()内は科研費の場合